



比中の南シナ海仲裁 : 判例紹介と論点分析

焦, 建雄

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 70(2):81-112

(Issue Date)

2024-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100488538>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100488538>



比中の南シナ海仲裁： 判例紹介と論点分析

焦 建 雄

一、紛争の背景

南シナ海というのは中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアに囲まれる海域であり、インド洋と太平洋を接続する重要な航行水路である。地理的な優位性と豊富な資源を持つ海域として、第二次世界大戦後、南シナ海をめぐる紛争が増えている。20世紀50年代以来、フィリピンは無主地先占、隣接性の原則、国家安全などの理論を根拠として、南シナ海の一部の島嶼の主権を有すると主張する。その一方、中国は「九段線」(Nine-Dash Line)を引いて南シナ海に位置する島嶼は中国固有の領土だと主張する。この双方の対立は終始解決されず、2010年代まで残っている。2011年、当時のフィリピンの大統領——ベニグノ・アキノ3世は、一方的に南シナ海を自国の海域とした上で、「西フィリピン海」だと改めて命名した。

2012年に入り、中国とフィリピンの衝突はさらに激しくなった。中国によると、2012年4月10日にフィリピンの軍艦はスカボロー礁海域に進入し、中国漁師の漁業活動を妨げたし、中国漁師の上着を剥ぎ取り、中国漁師を長時間に太陽光への曝露をさせた。その一方、フィリピンによると、2012年4月28日と2012年5月26日に中国の公船は危険な航行方法を取り、フィリピンの船のスカボロー礁海域における活動を阻止することを図った。(フィリピンの申立の第13項) 2012年6月21日、中国は南シナ海の一部の海域と島嶼を管轄するために、三沙市を設立した。このように中国とフィリピンの衝突が激しくなった背景の下で、2013年1月22日にフィリピンは一方的に中国との南シナ海をめぐる紛争を国連海洋法条約附属書VIIによって設置された仲裁裁判所に付託した。

二、フィリピンの申立

フィリピンは仲裁廷に以下の15項の事項を判断するように求める⁽¹⁾。

- (1) 中国の南シナ海における海洋権利はUNCLOSの許容範囲を超えてはならない。
- (2) 中国が主張する九段線以内の南シナ海における主権権利、管轄権と歴史的権利は UNCLOSの許容範囲を超えており、UNCLOSと両立しないため、法的効力がない。
- (3) スカボロー礁（Scarborough Shoal）は排他的経済水域と大陸棚を有しない。
- (4) ミスチーフ礁（Mischief Reef）、セカンド・トーマス礁（Second Thomas Shoal）、スビ礁（Subi Reef）は低潮高地であるため、領海、排他的経済水域と大陸棚を有せず、先占や他のいかなる方法を用いて領有することができない。
- (5) ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁はフィリピンの排他的経済水域と大陸棚の一部分である。
- (6) ガベン礁（Gaven Reef）とケナン礁（McKenna Reef）は低潮高地であるため、領海、排他的経済水域と大陸棚を有しない。しかし、この2つの礁の低潮線はナムイエット（Namyit）とシンコウ（Sin Cowe）の領海の幅を測定するための基線として用いることができる。
- (7) ジョンソン礁（Johnson Reef）、クアテロン礁（Cuarteron Reef）、ファイアリー・クロス礁（Fiery Cross Reef）は排他的経済水域と大陸棚を有しない。
- (8) 中国はフィリピンの自国の排他的経済水域と大陸棚における生物資源と非生物資源に対する主権的権利を違法的に干渉する。
- (9) 中国は中国漁師と中国の船がフィリピンの排他的経済水域内の生物資源を開発することを阻止していない。
- (10) 中国はフィリピン漁師のスカボロー礁における伝統的漁業活動を違法的に干渉し、フィリピン漁師の生計活動を妨げた。
- (11) 中国はスカボロー礁、セカンド・トーマス礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁（Hughes Reef）とスビ礁において、UNCLOS上の海洋環境の保護および保全の義務を履行していない。
- (12) 中国のミスチーフ礁への領有とミスチーフ礁での建設活動は、
 - a. UNCLOSの人工島、施設および構築物に関する規定に違反する。

(1) *Award, Matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China*, Permanent Court of Arbitration, 12 July 2016, para.112.

- b. UNCLOS上の海洋環境の保護および保全の義務を履行していない。
 - c. UNCLOSと両立しない不法占有に該当する。
- (13) 中国の公船はスカボロー礁周辺海域で航行するフィリピンの船に衝突のリスクを与え、UNCLOS上の義務に違反した。
- (14) 仲裁が始まった以来、中国の以下の行為は紛争を悪化させ、拡大させた。
- a. フィリピンのセカンド・トーマス礁の周辺海域で航行する権利を侵害する。
 - b. セカンド・トーマス礁に駐在するフィリピン軍隊の交替と彼らに与える補給を阻止する。
 - c. セカンド・トーマス礁に駐在するフィリピン軍人の健康に害を与える。
 - d. ミスチーフ礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁において人工島の建設などの他の工事活動を行う。
- (15) 中国はUNCLOSを遵守し、フィリピンの権利を尊重し、南シナ海的环境保護などの義務を履行しなければならない。また、中国は権利を行使する際に、フィリピンUNCLOS上の権利も配慮すべきである。

三、中国の先決的抗弁

中国は仲裁に出ないと声明したが、立場文書の発表などの方式で仲裁に対する意見を表明した。例えば、2014年12月7日、中国外務省は「中華人民共和国のフィリピン共和国によって提起された南シナ海仲裁の管轄権問題についての立場文書⁽²⁾」(以下、「中国の立場文書」という)を発表した。この中国の立場文書は、3つの方面から仲裁廷は管轄権がないと指摘した。すなわち、(a) フィリピンによって提起された仲裁事項の本質は領土主権に関する紛争であり、国連海洋法条約(UNCLOS)の解釈または適用にかかわらない。(b) 対話で紛争を解決することは、中国とフィリピンが二国間文書や「南シナ海における関係各国の行動宣言⁽³⁾」(DOC)によって到達した合意である。フィリピンが一方的に裁判を提起するのは

(2) 中国語：中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件（2014年12月7日）、〈https://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/201606/t20160602_8521028.htm〉にて利用できる。

英語：Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines (7 December 2014), available at 〈https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjdt_665385/2649_665393/201412/t20141207_679387.html〉。

(3) The declaration on the conduct of parties in the South China Sea, available at 〈<https://asean.org/dec->

国際法に違反する。(c) フィリピンの申立は、中国とフィリピンの海洋境界線画定にかかわる。である。

2006年に中国は国連海洋法条約第298条に従って、海洋境界線画定、歴史的湾もしくは歴史的権原(historic title)に関する紛争への強制的紛争解決手続の適用除外を宣言した。つまり、フィリンによって提起された紛争の性質が海洋境界画定にかかわる紛争だと認定されたら、国連海洋法条約附属書VII仲裁裁判所は管轄権を持たないことになる。

四、管轄権と受理可能性についての判決

2015年10月29日、仲裁廷は管轄権の有無と受理可能性について判決⁽⁴⁾を下した。

I、中国の不出廷と仲裁の継続

フィリンの訴えに対し、中国は裁判に出席せず、仲裁判決も受けないと公言し、仲裁を拒否した。それと同時に、中国外務省は「仲裁に出ないことはUNCLOSに付与される権利だ」と強調した。

中国の不出廷に対し、仲裁廷はUNCLOS附属書VII第9条を確認した。UNCLOS附属書VII第9条によると、紛争当事国の一方が裁判に出ないまたは弁護しない場合であっても、裁判の成立を妨げない。このため、仲裁廷は中国の不出廷が仲裁の成立に支障がないと判断した(para.115)。

II、紛争の認定と紛争の性質

紛争の性質について、中国はフィリンに提起された紛争が南シナ海にある島嶼の領土主権および海洋境界画定にかかわるものだと主張した。中国にとって、南シナ海にある島嶼の領土主権および海洋境界画定が明確にされていない限り、中国の海洋権利がUNCLOSの許容範囲を超えているかどうかという問題に答えられない。そして、中国は主権問題がUNCLOSの管轄範囲に含まれないことを根拠とし、フィリンによって提起された紛争がUNCLOSの解釈または適用に関する紛争ではないと主張した。

逆にフィリンは当該紛争が領土主権および海洋境界画定と関係ないと主張した。フィリ

laration-on-the-conduct-of-parties-in-the-south-china-sea-2/」。

(4) *Award on Jurisdiction and Admissibility, Matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China*, Permanent Court of Arbitration, 29 October 2015.

ピンによると、UNCLOS は海洋地形の海洋権利を定めているため、海洋地形の海洋権利は海洋地形の特徴および性質のみにかかわっており、海洋地形の主権がどの国に属するかは関係ない。また、フィリピンは中国との間に海洋権利の重複が存在しないことや、海洋権利の請求が必ずしも海洋境界画定にかかわるわけではないことを理由とし、当該紛争が海洋境界画定に関する紛争ではないと強調した。

仲裁廷は中国とフィリピンの間には南シナ海のある海洋地形の主権帰属に関する紛争が確かに存在すると認めた。しかし、仲裁廷は主権帰属の問題が存在することはフィリピンによって提起された紛争が必ず主権帰属に関する紛争であることを証明できないと述べた (para.152)。そして、仲裁廷は、フィリピンが仲裁廷に主権について判決を下すことを要求しておらず、フィリピンの申立には主権問題が含まれておらず、フィリピンの申立が仲裁廷に認められてもフィリピンの主権に何の影響も出ないことを理由とし、フィリピンによって提起された紛争が領土主権にかかわる紛争ではないと判断した (para.153)。

その一方、仲裁廷は、海洋権利の存在に関する紛争は海洋境界画定の紛争と異なっているし、フィリピンは仲裁廷に中国との重なる海洋権利を分配することを求めておらず、仲裁廷も海洋境界を画定しないため、当該紛争は海洋境界画定紛争でもないと判断した (paras.156-157)。

続いて、仲裁廷はフィリピンによって提起された紛争が UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であるかどうかについて検討を行った。まず、フィリピンの申立の第1項と第2項について、仲裁廷はこの2つの申立が南シナ海における海洋権利の淵源および中国の「歴史的権利」と UNCLOS の関係に関するものだと確認した。南シナ海における海洋権利に対し、フィリピンは海洋権利が UNCLOS 上の海洋地形の権利に基づき、UNCLOS が発効した以降、歴史的権利が海洋権利に取って代わられたと述べ、中国は中国の歴史的権利が UNCLOS の下でも保護される他の規則に根差すと主張した。仲裁廷はこの双方の海洋権利に関する紛争が特定の歴史的権利の存在に関する紛争ではなく、UNCLOS の範囲内の歴史的権利に関する紛争だと判断し、UNCLOS と他の規則との関係および他の規則によって生じた権利が UNCLOS に守られるかどうかについての判断が UNCLOS の解釈または適用に関する紛争だと指摘した (para.168)。よって、フィリピンの申立の第1項と第2項は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争である。

次に、フィリピンの申立の第3項、第4項、第6項、第7項について、仲裁廷はこれらの申立が南シナ海にある海洋地形の法的地位と海洋権利の淵源にかかわる紛争だと確認した (para.169)。海洋地形の法的地位と海洋権利への判断は UNCLOS に従わなければならないため、仲裁廷は申立の第3項、第4項、第6項、第7項への管轄権を有すると判断した (para.171)。

フィリピンの申立の第5項について、仲裁廷は申立の第5項の紛争も南シナ海の海洋権利の淵源にかかわる紛争だと述べた (para.172)。フィリピンの申立の第5項はミスターフ礁と

セカンド・トーマス礁がフィリピンの排他的経済水域と大陸棚の一部なのかという問題にかかわるため、仲裁廷は紛争当事国の間に重なる海洋権利が存在せず、中国の海洋権利が UNCLOS の規定を超えてはならないと判明される限り、仲裁廷が申立の第 5 項への管轄権を有すると判断した (para.172)。

フィリピンの申立の第 8 項—第 14 項について、仲裁廷はこれらの紛争が南シナ海における中国の活動に関する紛争だと述べた (para.173)。そして、仲裁廷は紛争当事国の海上の行動が UNCLOS の規定に関する紛争にかかわると認定した。

最後に、仲裁廷はフィリピンの全ての申立が UNCLOS の解釈または適用に関する紛争にかかわるという結論を下した (para.178)。

Ⅲ、紛争当事国間の条約が仲裁廷の管轄権へ及ぼす影響

UNCLOS 第 281 条と第 282 条は、UNCLOS 第 15 部の強制的紛争解決措置の適用例外を規定する。このため、仲裁廷は UNCLOS 第 281 条と第 282 条の規定が仲裁廷の管轄権への制限があるかを検討した。

A. UNCLOS 第 281 条

UNCLOS 第 281 条は UNCLOS 第 15 部の強制的紛争解決措置の適用要件の 1 つを述べている。すなわち、紛争当事国が自ら選択した平和的手段によって紛争を解決できず、紛争当事国間の協定が他の紛争解決手段を排除しない場合のみ、UNCLOS 第 15 部の強制的紛争解決措置しか適用できない。よって、仲裁廷はフィリピンと中国の間において他の紛争を解決できる手段または協定および UNCLOS の強制的紛争解決措置を排除する協定が存在するか、を確認しなければならない。

仲裁廷は、南シナ海における関係各国の行動宣言 (DOC)、東南アジアにおける友好協力条約⁽⁵⁾ (TAC)、生物の多様性に関する条約⁽⁶⁾ (CBD) などの諸条約および他の中国とフィリピンの二国間協定を確認した上で、これらの条約または協定が仲裁廷の管轄権に支障がないと判断した。

B. UNCLOS 第 282 条

UNCLOS 第 282 条は一般的な、地域的な又は二国間の協定に基づく紛争解決措置に関す

(5) *The Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia*, available at <<https://asean.org/our-communities/asean-political-security-community/outward-looking-community/treaty-of-amity-and-cooperation-in-southeast-asia-tac/>>.

(6) *The Convention on Biological Diversity*, available at <<https://www.cbd.int/convention/text/>>.

る条項である。このため、仲裁廷は UNCLOS 第 282 条の規定が仲裁廷の管轄権に制限があるかを検討しなければならない。仲裁廷は4つの要件を満たした場合のみ、UNCLOS 第 282 条が UNCLOS 第 15 部の強制的紛争解決措置の適用および仲裁廷の管轄権に制限があると述べた。この4つの要件は、(a) 紛争当事国は一般的な、地域的な又は二国間の協定およびその他の方式の協定を結んだこと、(b) いずれかの紛争当事者の要請があること、(c) 拘束力を有する決定を伴う手続に付するべきである紛争が存在すること、(d) 紛争当事者の間には UNCLOS 第 15 部 2 節の手続を保留する他の協定がないこと、である (para.291)。

仲裁廷は、DOC、TAC と CBD の法的地位と紛争解決措置を確認した上で、これらの宣言または協定が UNCLOS 第 282 条の適用要件を満たしていないと評価し、仲裁廷の管轄権を排除しないと判断した。

C. UNCLOS 第 283 条

UNCLOS 第 283 条は、仲裁が始まる前に紛争当事国は意見を交換し、交渉すべきだという義務があると定めている。つまり、紛争当事国は紛争について交渉したことがなかったら、直ちに紛争を裁判に付するのではなく、とりあえず交渉しなければならないということである。このため、仲裁廷は UNCLOS 第 283 条が仲裁廷の管轄権に与える影響を検討する必要がある。

UNCLOS 第 283 条の解釈について、仲裁廷はアークティック・サンライズ号事件の判決を援用した。すなわち、UNCLOS 第 283 条は紛争当事国に紛争解決手段について意見を交換すると要求しており、UNCLOS 第 283 条 1 項は紛争当事国に必ず紛争の実体について交渉を行うべきだと要求していないということである⁽⁷⁾。そして、仲裁廷は、1995 年と 1998 年の中国とフィリピンとの交渉が双方の紛争を解決する措置に関しての意見交換を含むと確認した (para.334)。よって、仲裁廷はフィリピンが UNCLOS 第 283 条の義務を履行したと判断した。

また、仲裁廷は国連憲章および国際法には外交交渉を使い尽くすことが国際裁判の前提条件だという規則が存在しないと述べた (para.345)。

以上の理由に基づき、仲裁廷は UNCLOS 第 283 条が仲裁廷の管轄権に支障がないという結論を下した。

IV. 仲裁廷の判決

申立の第 1 項と第 2 項は、中国の歴史的権利の性質および中国の歴史的権利が UNCLOS 第

(7) *In the matter of the Arctic Sunrise arbitration*, Award on the merits, Permanent Court of Arbitration, 14 August 2015, p.34, para.151.

298 条の「歴史的湾および歴史的権原」に含まれるかという問題にかかわるため、仲裁廷は申立の第 1 項と第 2 項に対する管轄権の有無の判断を実体問題の審理の段階で行うと決定した (paras.398-399)。

申立の第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項は、海洋地形の法的地位に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではないため、仲裁廷は申立の第 3 項と第 4 項に対する管轄権を有すると判断した (paras.400、401、403、404)。

申立の第 5 項は、南シナ海の海洋権利の淵源およびミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁海域に重なる排他的経済水域と大陸棚の存在に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。当該紛争を解決するためには、紛争海域において UNCLOS 第 121 条の「島」と同様の法的地位を有する海洋地形が存在するかを明らかにしなければならない。このため、申立の第 5 項に対する管轄権の有無を実体問題の審理の段階で行うべきである (para.402)。

申立の第 8 項と第 9 項は、申立の第 5 項と同じように、紛争海域にある海洋地形の法的地位の判定に基づくため、仲裁廷は申立の第 8 項と第 9 項に対する管轄権の有無を実体問題の審理の段階で判断すると述べた (para.405、406)。

申立の第 10 項は、スカボロー礁海域における伝統的漁業に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。当該紛争はスカボロー礁の 12 海里的海域で発生したものであるが、他国の領海内においても伝統的漁業の権利が存在するため、スカボロー礁の主権を判断する必要がない。UNCLOS 第 297 条および第 298 条は領海に適用できないため、UNCLOS 第 297 条および第 298 条は仲裁廷の管轄権に制限がない。故に仲裁廷は申立の第 10 項に対する管轄権を有すると判断した (para.407)。

申立の第 11 項は、スカボロー礁とセカンド・トーマス礁の海洋環境の保護および UNCLOS 第 192 条と第 194 条の適用に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。当該紛争への判断は海洋地形の法的地位の判断に基づかないため、仲裁廷は申立の第 11 項に対する管轄権を有する (para.408)。

申立の第 12 項は、ミスチーフ礁における中国の行動および海洋環境への影響に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。当該紛争を解決するためには、ミスチーフ礁の法的地位を明らかにする必要がある。また、中国の行動は軍事的な性質を有するかに対する判断は、実体問題と一緒にした方が適切である。よって、仲裁廷は実体問題の審理の段階で申立の第 12 項に対する管轄権の有無を判断すると述べた (para.409)。

申立の第 13 項は、スカボロー礁付近における中国の法の執行活動および UNCLOS 第 21 条、第 24 条と第 94 条の適用に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。そして、UNCLOS 第 298 条 1 項 (b) は領海に適用できず、フィリピンが援用した UNCLOS の規定は沿岸国と無害通航の船に対しての義務しか規定しない。このため、仲裁廷は、主張される権利と干渉行為がスカボロー礁の領海内で発生したことの前提で、仲裁廷が申立の第

13項に対する管轄権を有すると判断した（para.410）。

申立の第14項は、セカンド・トーマス礁付近における中国の行動および中国とフィリピンの軍事衝突に関する紛争であり、主権および海洋境界画定の紛争ではない。当該紛争への判断はセカンド・トーマス礁の法的地位に基づかなければならないため、申立の第14項に対する管轄権の有無の判断は実体問題の審理の段階で行われる（para.411）。

今の段階では、仲裁廷は未だに紛争当事国の間に UNCLOS の解釈と適用に関する紛争の存在を確認できていないため、申立の第15項に対する管轄権の有無の判断を実体問題の審理の段階であると決めた（para.412）。

五、本案判決

I、「九段線」と中国の南シナ海における歴史的権利への主張（申立の第1項と第2項）

2009年の中国が国連事務総長に提出した照会によると、中国は、南沙諸島とその周辺海域に対しての主権および南沙諸島にかかわる海域、海床と心土に対しての主権的権利と管轄権を有すると主張する⁽⁸⁾。

中国が主張する南シナ海における海洋権利について、フィリピンは2009年5月以来の中国の声明を根拠とし、中国が南シナ海の諸島と周辺海域で求めるのは主権であり、中国が領海と九段線の間の海域で求めるのは主権ではなく、「主権的権利」（sovereign rights）と管轄権であると指摘する。次に、フィリピンは、UNCLOS 第298条の歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争の強制的紛争解決措置の適用除外は主権問題を引き起こす可能性がある近海区域に限ってしか適用できないと主張する。また、フィリピンは、UNCLOS 第298条の「歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争」の「紛争」を「境界画定紛争」と解釈すべきだと指摘する。

中国の歴史的権利について、フィリピンは、国際法は「九段線」のような拡張的な権利主張を認めたことがなく、中国は歴史的権利を有するとしても、中国は UNCLOS に加盟した後、中国の歴史的権利はなくなったと指摘する。また、フィリピンは、歴史上の中国の南シナ海での行動は歴史的権利の評価基準に達していないと主張する。

その一方、中国は、南シナ海において中国が主張する海洋権利は UNCLOS を超えているかどうかを判断するためには、まず、南シナ海における中国の領土主権を判明しなければならず、「九段線」の歴史は UNCLOS より古く、UNCLOS は国際海洋法の全部であるわけで

(8) *Note Verbale from the Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations to the Secretary-General of the United Nations*, No. CML/17/2009 (7 May 2009) (Annex 191).

もないため、仲裁廷は「九段線」に対しての管轄権を持たないとコメントする。

仲裁廷は一連の中国の行動と声明から、中国は UNCLOS に含まれない歴史的権利に基づき、九段線以内の石油資源と魚類資源に対しての権利を請求していると確認する。そして、歴史的権利について、仲裁廷は、「歴史的権利 (historic rights) は主権を含むかもしれないが、様々な制限される権利も含まれる。例えば、漁業権と通航権である。しかし、これらの権利行使は主権の請求に足りない。逆に、歴史的権原 (historic title) は一般的に陸地または海域の歴史的な主権 (historic sovereignty) を指す。」と述べる。UNCLOS には他の歴史的権利が言及されておらず、歴史的権利は主権に達しない権利であることに基づき、仲裁廷は UNCLOS 第 298 条 1 項 (a) (i) の適用例外が本件に適用できないという結論を下した (para.225)。

UNCLOS と抵触する UNCLOS が発効する前の権利と義務の法的地位について、仲裁廷は、条約法に関するウィーン条約 30 条と UNCLOS 293 条の規定によると、UNCLOS の適用が優先すべきだと評価する (para.237)。また、仲裁廷は UNCLOS が排他的経済水域と大陸棚の主権的権利を沿岸国に付与することと、ある国が他国の排他的経済水域と大陸棚の範囲内での活動は制限があることを根拠とし、UNCLOS はある国が他国の排他的経済水域と大陸棚においての権利を無制限に拡大することを認めないと述べる (para.243)。これに基づき、仲裁廷は、UNCLOS には、UNCLOS と両立しない歴史的権利の保護に関する規定が存在せず、中国が主張する歴史的権利は UNCLOS に抵触するため、UNCLOS に取って代わられると判断した (paras.261-262)。

II、南シナ海における海洋地形の地位 (申立の第3項―第7項)

A. 高潮地形なのか、低潮高地なのか (申立の第4項と第6項)

フィリピンはミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁、スビ礁、ガベン礁、ケナン礁という5つの海洋地形が低潮高地であると主張する。中国は中国がミスチーフ礁とファイアリー・クロス礁を含む南沙諸島とその周辺海域の主権を有するし、南沙諸島が領海、排他的経済水域と大陸棚を有すると主張するが、フィリピンの同申立を評価していない。

フィリピンの申立に対し、仲裁廷は海洋地形の地位を判断する際に、その海洋地形の本来の地理的状況に基づいて判断すべきだと述べる (para.305)。つまり、人為をもって低潮高地を島に改造したとしても、当該礁は島の権利を有しない。

そして、低潮高地の地位について、仲裁廷は、「低潮高地は領海、排他的経済水域と大陸棚を有しない。また、低潮高地は国家の陸の領土の一部ではなく、ある国の領海にあって、占領によって領有されることができない。」と述べる (paras.308-309)。

その一方、仲裁廷は、本件にかかわる海洋地形の地理的状況を確認した上で、「スカボロー礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ジョンソン礁、ケナン礁、ガベン礁 (北) は

高潮地形であり、ヒューズ礁、ガベン礁（南）、スビ礁、ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁は低潮高地である。」と結論付けた（paras.382-383）。

B. 岩なのか、島なのか（申立の第3項、第5項、第7項）

フィリピンは、スカボロー礁と南沙諸島の全ての高潮地形がUNCLOS 第121条3項の「岩」だと指摘する。岩の法的地位を規定する UNCLOS 第121条3項の解釈について、フィリピンは、UNCLOS 第121条3項の目的は沿岸国が領海以外の海域での管轄権の拡大にもたらす良くない結果の発生を防止することであると指摘する。また、フィリピンは、人間の居住と経済的生活を維持できる資源は外部からの物ではなく、島にある物もしくは島の領海にある物でなければならないと主張する。

一方で、中国は、「国際法によると、海洋権利を享有できるのは海洋地形ではなく、国家である。UNCLOS も明確的に領海、隣接水域、排他的経済水域と大陸棚における海洋権利を沿岸国に付与する。そのため、海洋地形の法的地位と海洋権利を検討する際に、沿岸国がどの国なのか、どの国が当該海洋地形の主権を有するか、を先に考えなければならない。」と主張する。

フィリピンの申立を鑑み、仲裁廷はまず UNCLOS 第121条3項を解釈した。すなわち、UNCLOS 第121条3項の「岩」は、地質学上の「岩」によって構成される海洋地形に限らない。海洋地形の地質構造はUNCLOS 第121条3項上の分類と関係ない。UNCLOS 第121条3項の「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない」の「できない」からみると、UNCLOS 第121条3項は海洋地形の人間の居住又は独自の経済的生活を維持する能力にかかわる。海洋地形の居住と経済的生活の維持能力が明らかにされない限り、一時的な居住と経済的生活は、当該海洋地形が人間の居住又は独自の経済的生活を維持できる能力を有することの証明として足りない。UNCLOS 第121条3項の「維持」は、長期的な維持であり、人間の居住と経済的生活も一定の期間まで延びられるものでなければならない。海洋地形の自然的な能力（natural capacity）に基づいて海洋地形の地位を検討しなければならない。外部からの援助や外部の力などを借りて強めた海洋地形の維持能力は自然的な能力ではない。経済的生活に関して、領海や海床ではなく、海洋地形を中心にしなければならない。UNCLOS 第121条3項は海洋地形の居住や経済的生活の維持能力にかかわるものであり、過去または現在において当該海洋地形で居住又は経済的生活をしたことがあるのと同様関係ない。海洋地形の居住又は経済的生活の維持能力を検討する際に、一連の海洋地形を構成する1つの地形グループとしての維持能力も考慮する必要がある（paras.473-506）。

UNCLOS 第121条の解釈とフィリピンの申立にかかわる海洋地形の自然状況を確認した上で、仲裁廷は、「スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ケナン礁はUNCLOS 第121条3項上の岩である。」という結論を下した（pa-

ras.554-570)。

また、中国の南沙諸島が1つの総体だと見なすべきだという主張に対し、仲裁廷は、中国が群島国ではないことおよび南沙諸島の水域名積と陸地面積の比率がUNCLOS 第47条の規定を超えていることを理由とし、直線基線が南沙諸島に適用できず、南沙諸島も1つの整体だと見なすべきではないと判断した (paras.571-576)。

次に、仲裁廷は、南沙諸島の地形における歴史上の人間の居住と経済的生活を確認した上で、「歴史上の南沙諸島の地形における人間の居住は一時的であり、長期的な人間の居住がないのは戦争や汚染などの他の外部原因によるものではない」、「南沙諸島の地形における歴史上の経済的生活の参加者は南沙諸島の地形に定住する人々ではないため、それらの南沙諸島の地形における経済的生活がUNCLOS 第121条3項の経済的生活と等しくない」などの結論を得たため、太平島 (Itu Aba)、パグアサ島 (Thitu Island)、ウエストヨーク島 (West York Island)、サウスウエスト島 (Southwest Cay)、ノースイスト島 (Northeast Cay) と他の南沙諸島の地形は人間の居住と経済的生活を維持できる能力がないと判断した。つまり、これらの海洋地形は排他的経済水域と大陸棚を有さない「岩」である。

Ⅲ、南シナ海における中国の行動 (申立の8項－13項)

A. 中国がフィリピンの排他的経済水域と大陸棚における主権的権利への干渉 (申立の第8項)

フィリピンによると、中国はフィリピンのフィリピン基線から200海里以内の南シナ海での石油採掘とフィリピン漁師の同海域での漁業活動を妨げた。

仲裁廷の当該紛争への管轄権について、フィリピンは3つの方面から仲裁廷が管轄権を有することを論証した。すなわち、(a) 南シナ海の海洋地形は排他的経済水域を有しないため、当該海域において中国とフィリピンの重なる権利が存在しない。よって、海洋境界線画定もする必要がない。(b) UNCLOS 第297条3項は排他的経済水域に関する紛争を強制的紛争解決措置から除外していない。特に石油採掘などの非生物資源に関する紛争は、強制的紛争解決措置の適用例外の対象ではない。(c) 生物資源に関する紛争の適用例外が適用できないことで、UNCLOS 第298条1項 (b) の法の執行活動の適用例外は仲裁廷の管轄権を妨げない。

また、フィリピンは自国の排他的経済水域における権利を次の通りに主張する。(a) UNCLOS 第57条と第76条によると、フィリピンの海岸から200海里以内、南シナ海における高潮地形の周りの12海里以外の水域、海床および心土は、フィリピンの排他的経済水域と大陸棚を構成する。(b) 沿岸国の排他的経済水域と大陸棚に対する主権的権利と管轄権は「排他的」であるため、他国は沿岸国の権利の享有に害を与えてはいけな。よって、中国の南シナ海での石油採掘およびフィリピン漁師の漁業活動への干渉は、UNCLOS 第56条、第58条、第61条、第62条、第73条、第77条と第81条の義務に違反することである。(c) 中国が九段線以内の水域、海床と心土の歴史的権利を主張することは、フィリピンの主権的

権利と管轄権の享有と行使を妨げる。

その一方、中国は南沙諸島とその周辺海域に対して主権、主権的権利と管轄権を有すると主張する。それに加え、中国はフィリピンが中国の主権と主権的権利を侵害したと訴えた。

紛争の性質について、仲裁廷は、フィリピンの申立の第8項の紛争が主権および海洋境界線画定の紛争ではないと判断した（paras.690-691）。そして、中国の行動と主張は UNCLOS と両立しないため、UNCLOS 第297条3項（a）と第298条1項（b）の適用例外は仲裁廷の申立の第8項への裁決を妨げない（paras.694-695）。

以上の審議に基づき、仲裁廷は、「中国が南シナ海においてフィリピンの石油採掘と漁業活動を干渉することは、UNCLOS 第77条および第56条がフィリピンに付与する権利を侵害する。」という判決を下した（para.716）。

B. 中国国民がフィリピンの生物資源を開発することを阻止できていない（申立の第9項）

中国漁師がミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁において漁をすることにに対し、フィリピンは、中国政府が中国漁師の行動を阻止していないのは、UNCLOS 第56条に違反すると指摘する。

中国はミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁を含む南沙諸島とその周辺海域の主権を有すると主張する。つまり、中国にとっては、中国漁師の漁業活動は他国の権利を侵害していない。

同紛争への管轄権について、仲裁廷は南シナ海にある海洋地形の地位を審理する際に、「ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁は低潮高地であり、南沙諸島の全ての高潮地形は排他的経済水域を有しない。」と確認したため、申立の第9項も主権と海洋境界線画定にかかわる紛争ではないと判明された。よって、仲裁廷は申立の第9項への管轄権を有する（para.734）。

仲裁廷が把握している情報によると、中国漁船がミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁の周辺海域で作業していた際に、中国海監総隊（CMC: China Marine Surveillance）の船は中国漁船の回りで警戒し、中国漁船を保護していた。中国海監の行動について、仲裁廷は中国政府の公の行動だと見なすべきだと指摘する。

結論として、仲裁廷は、中国がフィリピンの排他的経済水域における主権的権利を考慮せずに、ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁における中国漁船の漁業活動を放任することは、UNCLOS 第58条3項の義務に違反すると判断した（para.757）。

C. スカボロー礁における中国の伝統的漁業活動（申立の第10項）

2012年4月から、フィリピンと中国のスカボロー礁の海域での行動をめぐり、双方の衝突が激しくなった。フィリピンによると、中国はスカボロー礁の潟の入り口を封鎖することで、フィリピンの船の進入を阻害し、フィリピン漁師の漁業活動を妨げた。

フィリピンは、スカボロー礁におけるフィリピンの漁業活動が長期的、平和的、持続的な

ものであるため、国際法上の伝統的漁業の基準に満たしており、中国の封鎖行動はフィリピンの伝統的漁業権を侵害したと主張する。

中国の主張はフィリピンの主張と同じように、中国はスカボロー礁の主権とスカボロー礁における伝統的漁業権を有することである。よって、中国はスカボロー礁における中国の行動は主権的行使であり、完全に合法であると主張する。

伝統的漁業権について、仲裁廷は、伝統的漁業が漁師の生計を維持するために設けられる制度であり、利益を追求するためのものではなく、伝統的漁業権が個人の権利であり、国の歴史的権利ではないと述べる (para.798)。

そして、排他的経済水域における伝統的漁業権について、仲裁廷は、UNCLOS が発効した後、排他的経済水域における伝統的漁業権が既に無効になったと判断する⁽⁹⁾。逆に、群島海域と領海における伝統的漁業権は引き続き国際法に保護される。しかし、沿岸国は立法、二国間漁業アクセス協定 (bilateral fisheries access agreements)、地域漁業管理団体などの方式で自国の排他的経済水域における他国国民の伝統的漁業権を承認することができる (para.804)。

最後、仲裁廷は、2012年5月以来、中国の公船のスカボロー礁における行動は、フィリピン漁師の伝統的漁業権を侵害したと判断した (para.814)。

D. 海洋環境の保護ができていない (申立の第11項と第12項のb)

フィリピンが指摘する中国の海洋環境への破壊は主に2つの種類がある。1つは、有害な方法で漁をすることである。もう1つは、有害な方法で建設活動を行うことである。

フィリピンは、「中国が有害な漁業活動を黙許し、有害な建設活動を行うことは、UNCLOS 第123条、第192条、第194条、第197条、第205条と第206条の義務に違反する。」と指摘する。そして、フィリピンは、UNCLOS 第192条の海洋環境の保護と保全の義務は慣習国際法の一部だと強調する。

中国の声明によると、1998年から2006年までの中国が取った行動は中国のスカボロー礁における主権の保護およびフィリピンの干渉への抗議のためである。建設活動について、中国は、建設活動の主な目的は民間需要を満たし、当該地域における中国の国際義務をさらに良く履行することであると主張する。その一方、中国は南シナ海における建設活動が科学的

(9) この点は仲裁廷がUNCLOS 起草中の各国の意見から推測したものである。(詳細は判決の248項—254項、522項—538項にて確認できる。)しかし、エリトリアとイエメンの海洋境界画定事件において、仲裁廷は伝統的漁業権が全ての海洋区域まで延びられると判断した。この点に関して、本仲裁における仲裁廷は、エリトリアとイエメンの紛争において、UNCLOS 以外の法規則の適用も可能であると説明した。(詳細は判決の259項にて確認できる。)

な評価と論証に基づいて行われたと強調する。

フィリピンの申立の第11項の性質について、仲裁廷は、申立の第11項は南シナ海の地形における海洋環境の保護、UNCLOS第192条と第194条の義務に関する紛争であり、主権や海洋境界線画定の紛争ではないと述べる（para.926）。よって、UNCLOS第15部の第1節の何の規定も仲裁廷の管轄権を排除しない。また、仲裁廷はUNCLOS第12部の環境保護の義務が全ての国に適用できると判断する（para.927）。つまり、仲裁廷の管轄権は地形の主権の帰属判断、海洋境界線画定、中国またはフィリピンの紛争海域内の排他的経済水域における権利の存在への判断、重なる権利の配分などの諸問題に基づかない。そして、申立の第11項の中国の漁業活動と建設活動が軍事的活動ではないし、UNCLOS第298条1項（b）の法の執行活動の適用例外は沿岸国の排他的経済水域における権利にかかわるものであり、領海内で発生した事件に適用できないため、UNCLOS第298条の適用例外は仲裁廷の管轄権を排除できない（paras.928-929）。特に、UNCLOS第297条1項（c）は、「適用のある海洋環境の保護及び保全のための特定の国際的な規則及び基準に違反する場合、強制的紛争解決措置が適用できる。」と定めている。これらの理由で、仲裁廷は申立の第11項への管轄権を有すると結論を下した（para.931）。

申立の第12項（b）への管轄権について、仲裁廷は、申立の第12項（b）はミスチーフ礁における中国の活動および活動が海洋環境にもたらした影響に関する紛争であり、主権と海洋境界画定にかかわらないことを根拠とし、申立の第12項（b）への管轄権を有すると判断する（paras.932-938）。

フィリピンが指摘する中国が有害な方法で漁をすることに對し、仲裁廷は、中国が有害な漁業活動を実行することを確認したが、証拠が足りないことを理由とし、フィリピンの申立の第11項のダイナマイトとシアン化合物で漁業することに判決を下していない。中国の建設活動について、仲裁廷は、（a）中国はUNCLOS第192条の海洋環境の保護・保全の義務に違反する。（b）中国は建設活動を通じて海洋を汚染させたため、UNCLOS第194条1項に違反する。（c）中国はUNCLOS第194条5項の絶滅危惧種と海洋生物の生息地を保護する義務に違反する。と判断する（para.983）。

結論として、中国が有害な漁業活動を容認し、阻止しないことは、UNCLOS第192条と第194条5項に違反する。中国がクアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁、ミスチーフ礁において建設活動することはUNCLOS第192条、第194条1項、第194条5項、第197条、第123条と第206条に違反する（paras.992-993）。

E. ミスチーフ礁への領有およびミスチーフ礁における建設活動（申立の第12項）

フィリピンは、中国のミスチーフ礁における建設活動はUNCLOS第60条と第80条に違反し、ミスチーフ礁への不法領有だと指摘する。そして、フィリピンは、複合用途のプロジェ

クト (mixed-use projects) および軍隊の存在の目的は他の活動を保護することである場合、UNCLOS 第 298 条 1 項 (b) の適用例外が効かないことを根拠とし、仲裁廷が申立の第 12 項への管轄権を有すると主張する。また、フィリピンは、ミスチーフ礁がフィリピンの排他的経済水域にある低潮高地であるため、UNCLOS 第 60 条および第 80 条に従って、フィリピンはミスチーフ礁における建設活動への管轄権を有すると主張する。

中国は本仲裁に出廷しなかったが、いくつかの中国の声明からみると、中国はミスチーフ礁における建設活動の性質が軍事的活動ではなく、民間需要に応じて行った工事活動だと評価している。

フィリピンの申立の第 13 項への管轄権について、仲裁廷は 3 つの方面から申立の第 12 項への管轄権を有することを説明する。すなわち、(a) 申立の第 12 項は主権または海洋境界画定にかかわる紛争ではないため、仲裁廷の管轄権は UNCLOS 第 15 部の第 1 節に制限されない。(b) 南沙諸島の全ての高潮地形は UNCLOS 第 121 条の権利を有する島ではないため、中国のミスチーフ礁における権利の主張は法的な根拠がなく、UNCLOS 第 15 条、第 74 条と第 83 条に従って重なる権利を分配する問題が存在しない。ミスチーフ礁はフィリピンの排他的経済水域にある低潮高地である。(c) 中国の建設活動は軍事的活動ではないため、UNCLOS 第 298 条 1 項 (b) の適用例外は仲裁廷の申立の第 12 項への審理を妨げない (paras.1024-1028)。

また、仲裁廷は UNCLOS 第 60 条と第 80 条が沿岸国に排他的経済水域と大陸棚における施設の建造と使用の排他的権利を付与することを根拠とし、同紛争における沿岸国—フィリピンの排他的経済水域と大陸棚において建設活動を行うことができる国は、フィリピンおよびフィリピンの許可を得た国しかないと評価する (para.1035)。そして、低潮高地の法的地位について、仲裁廷は、低潮高地の法的地位は領土と異なっており、占領を通じて領有することができないと述べる (para.1040)。

以上の議論に基づき、仲裁廷は、中国がフィリピンの許可を得ないままミスチーフ礁で建設活動を行うことは、UNCLOS 第 60 条と第 80 条に違反するという結論を得た (para.1043)。

F. 中国公船の危険な行動 (申立の第 13 項)

フィリピンの報告によると、2012 年において、スカボロー礁付近で、中国の公船は、同海域を航行しているフィリピンの公船に向かって航行し、ぶつかりそうな状況になった。

中国の行動に対し、フィリピンは中国が UNCLOS 第 94 条、第 21 条および海上衝突防止国際規則 (CLOREG) の安全な航行に関する義務に違反したと主張する。

2012 年の衝突事件の後、中国側はフィリピン外務省にスカボロー礁で起こった事件について抗議した。中国は、中国政府はスカボロー礁海域に対して各種の管轄措置を取ることと、中国の漁船と公船はスカボロー礁とその周辺海域において活動することは完全に中国の主

権行使の範囲内のことであると説明した。そして、中国はフィリピンに中国の主権を尊重し、全てのフィリピンの船をスカボロー礁海域から撤退させることを請求した。

管轄権について、仲裁廷は3つのポイントから申立の第13項への管轄権を有すると説明した。すなわち、(a) 申立の第13項は、スカボロー礁付近における中国の法の執行活動とUNCLOS第21条、第24条、第94条の適用に関する紛争であり、主権または海洋境界画定に関係がない。(b) UNCLOS第298条1項(b)は、保留宣言をする限り、法の執行活動に関する紛争が強制的紛争解決措置にて解決できないと規定している。中国は保留宣言をしたが、申立の第13項の紛争において、UNCLOS第298条1項(b)の法の執行活動に関する紛争の適用例外は無効である。これらのことは排他的経済水域ではなく、スカボロー礁の領海内で起こったことだからである。(c) 申立の第13項への審理はスカボロー礁の主権帰属についての判断に基づかない(para.1045)。

COLREGの本件における適用に対し、仲裁廷は、中国とフィリピンの両方ともCOLREGの加盟国であり、UNCLOS第94条もCOLREGを受け入れるため、COLREGが中国に拘束力があると判断した(para.1090)。COLREG第2条2項は、緊迫な危険状況を避けるような特別な状況の下で、COLREGの規定と異なる操作方法を取ることができる。しかし、仲裁廷は、本件における中国の船が取った操作方法は緊急避難のためであるわけではなく、中国の船の操作方法だからこそ緊迫な危険状況が発生したと指摘し、COLREGの特別状況は本件に適用できないと判断する。また、法の執行活動を担当する船の操作方法はCOLREGの規定から乖離する場合、COLREGの規定が優先である(para.1095)。

仲裁廷は、2012年4月28日と2012年5月26日の事件における中国の船の操作方法を確認した上で、中国はCOLREG第2条、第6条、第7条、第8条、第15条、第16条およびUNCLOS第94条に違反したという結論を下した(para.1109)。

IV、紛争当事国間の紛争の拡大（申立の第14項）

フィリピン側の報告によると、本仲裁が始まった以降、中国は多数の南シナ海の海洋地形においての建設活動を拡大し、加速した。

その背景の下で、フィリピンは、「フィリピンは平和的手段による紛争の解決の権利を有し、中国も紛争拡大防止の義務を有する。紛争を拡大させるのはUNCLOS第279条と第300条に違反する行為である。また、中国の活動はフィリピンの排他的経済水域と大陸棚における排他的権利と管轄権を侵害した。」と主張する。

逆に、中国は、「フィリピンの申立の本質は領土主権であり、中国は領土主権に関する紛争を強制的紛争解決措置にて解決できることを受けたことがない。そして、中国とフィリピンの間には、会談を通じて紛争を解決する協定を締結した。フィリピンは一方的に仲裁を始めるのは、南シナ海における関係各国の行動宣言にかかわる信義誠実の原則およびUN-

CLOSの一部の規定に違反し、平和的手段による紛争の解決にも役に立たない。」と主張する。

仲裁廷は、まず同紛争への管轄権の有無を確認した。中国が主張するセカンド・トーマス礁の海洋権利について、仲裁廷は、「セカンド・トーマス礁は低潮高地であり、周りの12海里以内の海域には高潮地形が存在しない。よって、中国がセカンド・トーマス礁の海洋権利を主張することは法的根拠がなく、重なる海洋権利の分配の問題もない。」と述べる。このため、セカンド・トーマス礁における中国の行動を審議する前に、セカンド・トーマス礁の主権を判断する必要もない (para.1153)。

次に、仲裁廷はUNCLOS第298条1項(b)の適用例外を解釈した。すなわち、例え一国が軍事的活動にかかわらない紛争を裁判に付託し、裁判が始まった以降、相手国は軍隊を派遣し紛争に関する活動をさせる場合、UNCLOS第298条1項(b)の軍事的活動に関する紛争の適用例外は効かない (para.1158)。

そして、仲裁廷は、「申立の第14項(a)－(c)はセカンド・トーマス礁における紛争当事国の軍事的活動にかかわるため、仲裁廷は申立の第14項の(a)－(c)への管轄権を有しない。」と判断した (para.1161)。

最後、申立の第14項(d)の建設活動は民間需要のために行われたものであるため、仲裁廷は申立の第14項(d)への管轄権を有するという結論を下した (para.1164)。

その一方、仲裁廷は、国際裁判でよく取られる仮保全措置を例として、紛争当事国は裁判期間中において紛争を拡大させないような義務を負うと説明する。また、仲裁廷は裁判所が紛争拡大防止に関する命令を出すかどうかにかかわらず、紛争拡大防止の義務は常に存在すると解釈する (paras.1166-1173)。

中国の南沙諸島の7つの海洋地形における建設活動について、仲裁廷は、「中国の建設活動は海洋環境を悪化させ、紛争を拡大させ、紛争解決に支障をきたした。」と評価する (para.1178)。

このように、仲裁廷は中国の行動がもたらす影響を確認した上で、中国の一連の行動が紛争を悪化させたと判断した (para.1181)。

V、紛争当事国の未来の行動（申立の第15項）

フィリピンは申立の第15項を「適当に配慮する」(due regard)という要求と結びつけ、この要求がUNCLOSの基本原則であり、広範に適用されるべきだと指摘する。

中国は申立の第15項についてコメントや声明を発表していない。しかし、仲裁廷は中国の立場文書がUNCLOS第300条の要求を守るという立場を示したことに気づいた。また、2016年5月19日、中国の王毅外相は、中国が法律に従って行動し、UNCLOSの神聖性を守ると発言した。

仲裁廷は申立の第15項が以下の3つの部分によって構成されると述べる。すなわち、(a)

中国は UNCLOS がフィリピンに付与する権利と自由を尊重すべきこと。(b) 中国は南シナ海の海洋環境の保護などの UNCLOS の義務を履行すべきこと。(c) 中国は南シナ海において権利を行使する際に、フィリピンの権利を配慮すべきこと (paras.1191-1194)。

仲裁廷は、この3つの部分は「合意は守らなければならない」(pacta sunt servanda) という基本原則の一部だと指摘し、フィリピンが中国に求める行動は中国が履行すべき UNCLOS 上の義務が求める行動だと判断する。そして、UNCLOS の各条は明確に各国が平和的手段によって紛争を解決することと、各国の一般義務は適当に他国の権利と義務を配慮することを規定している (paras.1195-1197)。

その一方、仲裁廷は、フィリピンが仲裁を起こした根源は、紛争当事国が各自の UNCLOS に基づく権利についての理解が異なることであり、紛争当事国の一方が相手国の合法権利を侵害しようとするのではないと評価する (para.1198)。申立の第15項は海洋境界画定にかかわるとみられるが、仲裁廷は申立の第3項、第5項と第7項を審議する際に、紛争当事国の間には重なる権利の分配の問題が存在しないと判断したため、申立の第15項は実質的な海洋境界画定に関係がなく、仲裁廷は申立の第15項への管轄権を有する (para.1199)。

結局、仲裁廷は、紛争当事国の双方は UNCLOS の紛争解決に関する義務を履行し、他国の UNCLOS 上の権利と自由を尊重しなければならないと述べる (para.1201)。

六、本仲裁の論点

I、歴史的権利

本案判決の部分で紹介したように、中国は、国連事務総長に提出した照会において、南沙諸島とその周辺海域に対しての主権および南沙諸島にかかわる海域、海床と心土に対しての主権的権利と管轄権を有すると主張する。しかし、中国の不出廷の影響で、中国が主張するそれぞれの権利の性質と範囲が明らかにされていない。

これらの中国が主張する海洋権利について、フィリピンは、中国が南沙諸島と周辺海域で求めるのは主権であり、中国が領海と九段線の間の海域で求めるのは主権ではなく、「主権的権利」と管轄権だと解釈する。つまり、フィリピンは性質によって中国の海洋権利を2つに分けた。すなわち、主権の請求ができる権利（歴史的権原）と主権の請求ができない権利（歴史的権利）である。仲裁廷はこのフィリピンの主張を受け入れた。フィリピンと仲裁廷の見解によると、歴史的権利とは、歴史的権原に達しない権利である。この歴史的権利の定義によると、歴史的権利と歴史的権原の源が同じであり、歴史上の国の長期的な実践に基づいて形成したものである。両者の違いは、主権の請求に有効であるかということにある。

UNCLOS には、歴史的権原が明確に言及されているが、歴史的権利が全く言及されていない。しかし、UNCLOS には、歴史上の行動に基づいて形成してきた主権の請求に達しな

い権利を尊重すべきだという条項がある。例えば、UNCLOS 第 47 条 6 項は、「群島国の群島水域の一部が隣接する国の二の部分の間にある場合には、当該隣接する国が当該群島水域の一部で伝統的に行使している現行の権利及び他のすべての適法な利益並びにこれらの国の間の合意により定められているすべての権利は、存続しかつ尊重される。」と規定しており、UNCLOS 第 51 条 1 項も、「群島水域内の一定の水域における自国に隣接する国の伝統的な漁獲の権利及び他の適法な活動を認めるものとする。」と定めている。これらの規定からみると、歴史上の行動に基づく権利は国際法に保護される。また、本仲裁の仲裁廷も歴史的権利の存在を認め、漁業権や通航権などの諸権利が歴史的権利に含まれると認識した。

UNCLOS の第 288 条の規定により、UNCLOS および UNCLOS の目的に関係のある国際協定の解釈または適用に関する紛争の存在は、UNCLOS 上の裁判所の管轄権の成立の前提条件である。南シナ海における海洋権利の淵源に関して、中国は中国の海洋権利が「歴史的権利」に基づく主張することに対し、フィリピンは中国の「歴史的権利」が UNCLOS の規定を超えてはならないと主張する。よって、中国が主張する「歴史的権利」は UNCLOS の許容範囲を超えてはいけないのか、という問題が出てくる。この問題につき、仲裁廷は、中国とフィリピンの間の紛争が特定の歴史的権利の存在に関する紛争ではなく、UNCLOS と他の規則との関係および他の規則によって生じた権利が UNCLOS の下で保護されるかどうかについての判断が UNCLOS の解釈または適用に関する紛争だと判断した。つまり、仲裁廷にとっては、中国の歴史的権利が UNCLOS の下で認められるかどうかは、UNCLOS の解釈または適用にかかわる問題である。この仲裁廷の判断に対し、歴史的権利は UNCLOS に含まれていないため、UNCLOS を解釈することによって歴史的権利の問題を解決することもできないと指摘し、歴史的権利に関する問題は、UNCLOS の解釈または適用にかかわる問題ではないと主張する学者がいる⁽¹⁰⁾。

UNCLOS が発効する前の歴史的権利が、如何に UNCLOS に取って代わられたのかという問題につき、仲裁廷の説明は不十分だとみられる。仮に UNCLOS は、UNCLOS が発効する前の歴史的権利をカバーしないことが確認されたとすると、中国の歴史的権利への判断は UNCLOS の範囲を超えるため、UNCLOS の解釈または適用に関係がないことになる。このため、管轄権と受理可能性を判断する段階において、仲裁廷は中国の歴史的権利の性質および UNCLOS の歴史的権利にかかわる条項を確認しなければならない。しかし、仲裁廷はそうしていない。

一方で、中国の歴史的権利の問題は UNCLOS の解釈または適用に関係があるかも議論の余地がある。UNCLOS には歴史的権利という言葉は言及されていないため、UNCLOS のみ

(10) 張祖興「南海仲裁案中“歴史性権利主張”的不可裁決性」『外交評論』（2016年第2期）、46頁。

に従って歴史的権利に関する規定を推測できない⁽¹¹⁾。つまり、歴史的権利の解釈はUNCLOSと基本的に関係がなく、歴史的権利を解釈するためにはUNCLOS以外の国際法規則を考慮する必要がある。確かに、ある言葉がUNCLOSに明確的に言及されていないことを理由として、同言葉への評価・解釈に関する紛争がUNCLOSの解釈または適用に関係がないと評価するのは十分ではないとみられる。しかし、前述したように、UNCLOSには、歴史上の行動に基づいて形成してきた権利を尊重するというのを表明する条文があるが、UNCLOSがUNCLOSの規定を超える歴史的権利を取って代わるという条文が存在せず、UNCLOSの規定を超える歴史的権利への評価に関する条文も存在しない。このため、UNCLOSのみでUNCLOSを超える歴史的権利を評価するのはほぼ不可能である。また、ある紛争がUNCLOSの解釈または適用に関する紛争であることを証明しようとしたら、当該紛争にかかわるUNCLOSの具体的な条項、および当該紛争がこれらの条項との実質的な関連性を説明しなければならない⁽¹²⁾。しかし、管轄権を審議する段階においても、本案の段階においても、仲裁廷は中国の歴史的権利が直接にUNCLOSのどの条項に違反したかを明らかにしておらず、領海の幅を超える水域の歴史的権利は利用によって生じることがないことのみを説明した。領海の幅は歴史的権利の合法性と実質的な関連がないし、UNCLOSの他の歴史的権利に関する規定が存在しない場合、UNCLOSが規定する領海の幅を超えることを理由とし、一国の歴史的権利を否定するのは厳密な判断ではない。

次に、仲裁廷は条約法に関するウィーン条約第30条の規定を援用し、UNCLOSが発効する前の権利と義務であってUNCLOSと抵触するものは、UNCLOS上の権利義務に取って代わられたことを説明した。条約法に関するウィーン条約第30条は、同一の事項に関する相前後する条約の適用に関する条項である。つまり、前の条約と後の条約には同一の事項に関する規定があることは、条約法に関するウィーン条約第30条の適用要件の1つである。UNCLOSには歴史的権利に関する規定が存在しないため、条約法に関するウィーン条約第30条の適用要件を満たしていない。

また、前述したUNCLOSの第47条と第51条の他に、UNCLOSには歴史において形成した権利を尊重する条文も存在するとみられる。例えば、UNCLOS第15条は領海の境界画定の方法を規定したが、第15条の但書の部分には、「第15条の領海の境界画定方法は、第15条の方法と異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない」と書いてある。そして、UNCLOS第298条は締約国

(11) 賈兵兵「国際法中的歴史性権利：現状と問題」『中国国際法年刊（2019）』、38－39頁。

(12) Chinese Society of International Law, “The Tribunal’s Award in the “South China Sea Arbitration” Initiated by the Philippines Is Null and Void”, available at <http://eu.china-mission.gov.cn/eng/more/SouthChinaSeaIssue160420001/201606/t20160614_8302831.htm>.

が声明により、歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争を強制的紛争解決措置から排除できるのを認める。UNCLOS 第 15 条の但書と UNCLOS 第 298 条からみると、UNCLOS は UNCLOS を批准したことを理由で、締約国に UNCLOS 以外の国際法規則によって生じた全ての権利を放棄し、UNCLOS の規定のみに従って行動するべきだということを強要していない。この点から見ても、仲裁廷の中国が UNCLOS を批准したため、領海の幅を超える中国の歴史的権利が UNCLOS に取って代わられたという結論は検討の余地がある。

II、紛争の性質および仲裁廷の判断手法

紛争の性質の判断は本仲裁の重要な論点である。中国はフィリピンとの紛争が主権および海洋境界画定にかかわる紛争だと主張する。逆に、仲裁廷はフィリピンの主張を認め、フィリピンによって提起された紛争が主権および海洋境界画定に影響を及ぼさない海洋権利に関する紛争に過ぎないと判断した。

A. フィリピンの申立の第1項—第9項

フィリピンの申立の第1項から第9項までの紛争の本質は、どの国は紛争海域において排他的経済水域と大陸棚の主権的権利を有するかということである。通常は、この問題を解決するために、紛争海域にある海洋地形の領土主権を明らかにした上で、排他的経済水域および大陸棚の境界を画定しなければならない。しかし、領土主権の判断および海洋境界画定の名目で紛争を仲裁廷に付託したら、仲裁廷は管轄権がなくなる。このポイントを意識したフィリピンは、仲裁を成立させるために、中国の歴史的権利の合法性と南シナ海にある海洋地形の海洋権利の面から手をつけ、中国との紛争が領土主権および海洋境界画定に関する紛争ではないと主張した。仲裁廷はフィリピンの主張を認め、中国の歴史的権利の合法性や紛争海域の海洋地形の海洋権利の有無を確認してから、中国の南シナ海における主権的権利を否定した。

仲裁廷がこのように海洋地形の海洋権利への判断を通じて、中国の排他的経済水域および大陸棚に対する主権的権利を評価するという判断手法が妥当であるかは、検討の価値がある。UNCLOS の冒頭には、「この条約を通じ、全ての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、海洋の法的秩序を確立することが望ましい。」と書いてある。このため、領土主権の帰属が明らかにされていないうちに、海洋権利の問題を処理するのは、国の主権に妥当な考慮を払っていないことだという批判がある⁽¹³⁾。また、カタールとパーレーン間の海洋境界画定および領土問題事件において、国際司法裁判所（ICJ）は海洋権利が沿岸国の領土主権に基づくと

(13) Ibid.

判断した⁽¹⁴⁾。ICJのこの判断はUNCLOSにも体现される。例えば、UNCLOS第5条、第47条、第57条、第76条の規定により、沿岸国の海洋権利を画定するための基線は海岸に基づくものである。このため、海洋権利を画定する際の優先順位として、沿岸国の領土はどこまで及ぶのかを明らかにしてから、領土の地理的状况によって基線を引いて海洋権利を画定するという流れは妥当であり、UNCLOSの趣旨にも合っていると思われる。特に、仲裁廷は中国とフィリピンの間には南シナ海のある海洋地形の主権帰属に関する紛争が確かに存在すると認めた状況の下で、仲裁廷はさらに慎重な態度を持ち、紛争当事国の主権紛争が解決された後に双方の海洋権利を判断すべきである。

B. フィリピンの申立の第13項

仲裁廷が取った判断手法のように、領土主権を明らかにしていないうちに、沿岸国の海洋権利と紛争当事国の行動を評価するのは国際法秩序の混乱を招く可能性がある。フィリピンの申立の第13項は、スカボロー礁付近における中国とフィリピンの衝突に関する紛争である。仲裁廷は管轄権の有無を審議する段階で、申立の第13項の紛争はただのUNCLOSの解釈または適用に関する紛争であり、領土主権および海洋境界画定に関する紛争ではないと判断した。本案を裁定する段階においても、仲裁廷は紛争当事国の海洋権利と紛争当事国のある行動を評価するだけで、領土主権および海洋境界画定についての判断を避けた。しかし、仲裁廷は領土主権および海洋境界画定に関する問題を避けたにもかかわらず、領土主権を検討しないうちに、紛争当事国の海洋権利と行動の合法性を評価するのは、領土主権の帰属判断および海洋境界画定に影響を及ぼすと考えられる。もし中国とフィリピンの間には、スカボロー礁の主権をめぐる紛争が存在していないし、スカボロー礁の主権が明確であったら、仲裁廷の管轄権への判断が合理的である。

逆に、紛争当事国の間には、スカボロー礁の主権帰属に関する紛争が存在したら、仲裁廷の判断は必ずしも妥当ではないといえる。パルマス島事件において、「完全に領土主権を取得するためには、国は領土主権を創設した後、国際法の発展に従い、実効的支配を行使して領土主権を維持することが必要である。」という原則が確立された⁽¹⁵⁾。この影響を受け、パルマス島事件以降の領土主権に関する国際裁判においては、紛争当事国の紛争地域への実効的支配の程度が重視されるようになった。つまり、スカボロー礁への実効的支配はスカボロー礁の主権の確定に重要な影響を与えらると思われる。スカボロー礁への実効的支配は、ス

(14) *Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain, Merits, Judgement, ICJ Reports 2001*, para.185.

(15) *Island of Palmas case, Award, (1928) 2 RIAA*, pp.845-846.

カボロー礁での権力行使のみならず、スカボロー礁の付近海域における権力行使も含む。つまり、スカボロー礁付近の海域における中国の行動を評価するのは、中国とフィリピン間のスカボロー礁の主権紛争に影響を与える可能性がある。

領土紛争の角度から申立の第 13 項の中国とフィリピンの衝突の本質を理解しやすい。前述したように、紛争地域への実効的支配は、領土主権の帰属を判断するための非常に重要な手がかりである。本仲裁に扱われる 2012 年の衝突の前に、スカボロー礁の主権をめぐり、中国とフィリピンは長年の主権争いをしており、衝突や座礁の事件も発生したことがある。このように、中国とフィリピンは両方ともスカボロー礁の主権を有すると主張する前提の下で、フィリピンの意図はスカボロー礁付近の海域を巡航することによって、スカボロー礁への実効的支配を強めさせることだと考えられる。スカボロー礁を事実上支配している中国は、自国の実効的支配を守るために、「危険な行動」を取ったわけである。もし中国は「危険な行動」を取らなかったら、スカボロー礁の主権をめぐる紛争において弱い立場になってしまう。つまり、フィリピンの申立の第 13 項の衝突は、スカボロー礁をめぐる主権帰属紛争によって起こされたものである。

その一方、フィリピンは、フィリピンのスカボロー礁付近での行動が無害通航権の行使であり、中国がフィリピンの船に衝撃のリスクを与えるのは、UNCLOS と COLREG 上の義務に違反すると訴えた。仲裁廷はこのフィリピンの訴えを受け入れた。

しかし、無害通航権の行使の前提は「無害」である。UNCLOS 第 19 条により、通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。つまり、沿岸国の主権および政権の維持に害を与えず、沿岸国の主権の変動を起こさないのは、無害通航権の行使の前提である。スカボロー礁の主権をめぐり、中国とフィリピンの間には紛争が存在する。スカボロー礁の主権はどの国に属するものであれ、主権の紛争が存在する場合、スカボロー礁周辺水域における双方の活動は、スカボロー礁の主権の変動を起こす可能性がある。このため、無害通航権の行使の申立はここで通用できないと言わざるを得ない。

また、ある国の行動が無害通航権の行使に適切であるかどうかを判断する前に、その国の行動が沿岸国にとって無害であるかを確認しなければならない。つまり、最初に沿岸国はどの国かを確認する必要がある。南シナ海仲裁において、管轄権の制限で、仲裁廷はスカボロー礁の主権帰属を判断することができないため、沿岸国の確定もできない。沿岸国はどの国かを確定できない場合、ある国の行動が沿岸国にとって無害なのかということも当然に判断できない。よって、同国の行動が無害通航権の行使であるかも判断できない。

その一方、仲裁廷の判断手法は妥当ではないとみられる。フィリピンの申立の第 13 項の紛争について、仲裁廷は、スカボロー礁の主権がどの国に属するものであれ、他の国はスカボロー礁の領海内での無害通航権を享有するため、仲裁廷が管轄権を有し、中国の行動がフィリピンの無害通航権を妨害し、かつ、UNCLOS 上の義務に違反するものと判断した。

前述したように、フィリピンの行動が無害通航権の行使に当たるかどうかを判断する前に、フィリピンの行動が「無害」であるかを確認する必要がある。確かに国際法には無害通航権が認められるが、一国が他国の領海内でどんな行動をしてもいいということを意味していないからである。特に、一国が他国の領海内で沿岸国の主権や安全に害を与える行動を取った場合、害がある行動を実施する国の無害通航権や他の国際法上の権利を尊重することを沿岸国に要求できない。しかし、南シナ海仲裁において、仲裁廷は沿岸国とフィリピンの行動がもたらす影響を確認していないうちに、フィリピンの行動が無害通航権の行使を認め、中国の行動が UNCLOS と COLREG 上の義務に違反すると裁定したことについて、まだ深く検討する必要がある。

C. 実効的支配の問題なのか、義務の履行の問題なのか。

フィリピンの申立の第 13 項の紛争は、主権を取得するための実効的支配に関する紛争だとみられるが、仲裁廷は申立の第 13 項が義務の履行に関する紛争だと判断した。紛争当事国の行動が実効的支配の問題なのか、義務の履行の問題なのか、という問題は ICJ の判例にも検討されたことがある。

2008 年のマレーシアとシンガポール間のペトラ・ブランカという島の主権争いに関する国際裁判において、シンガポールは、ペトラ・ブランカへの実効的支配を証明するために、ペトラ・ブランカの領水内での海難および事故への調査を挙げた⁽¹⁶⁾。これに対し、マレーシアは、シンガポールの行動は主権的機能を行使用するのではなく、UNCLOS と海上人命安全条約上の義務を履行しているに過ぎないと反発した⁽¹⁷⁾。最後、ICJ は、シンガポールの行動が主権の請求に有利だと判断した⁽¹⁸⁾。

シンガポールの行動を UNCLOS 上の裁判所に評価してもらったら、ICJ と全く異なる判決が出る可能性が高い。UNCLOS 上の裁判所は主権に関する紛争を受理できず、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争のみを受理できるからである。つまり、UNCLOS 上の裁判所は、UNCLOS に従ってシンガポールの行動を評価することしかできない。よって、UNCLOS 上の裁判所は、UNCLOS 第 98 条は援助を与える義務を規定しているため、シンガポールの行動が義務履行にすぎないと裁定する可能性がある。いずれにせよ、管轄権の制限の影響で、UNCLOS 上の裁判所からシンガポールの行動を主権と結びつける判決が絶対に出ない。例えばペトラ・ブランカの主権が明確であれば、シンガポールの行動への評価を

(16) *Case concerning sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge, judgement of 23 May 2008, ICJ reports, para.231.*

(17) *Ibid.*, para.232.

(18) *Ibid.*, para.233-234.

UNCLOS 上の裁判所に付託するのは、特に問題がない。この場合、判決は主権帰属に影響を与えないからである。ペトラ・ブランカの事例からみると、領土紛争が存在する地域における紛争当事国の行動を評価するのは、主権帰属の判断に影響を及ぼすことがある。このため、UNCLOS 上の裁判所は、領土主権の紛争が存在する地域における行動への評価を控えるべきである。

本仲裁に話を戻すと、もしフィリピンは申立の第13項の紛争をICJに付託したら、本仲裁の仲裁廷と異なる結論を得る可能性もある。まず、判断手法に関して、ICJは本仲裁の仲裁廷と異なる方法を用いる可能性が高い。特別な声明がない限り、ICJは領土紛争を受理することができる。よって、ICJはスカボロー礁の主権帰属を判断した上で、フィリピンの行動が無害通航権の行使に当たるかおよび中国の対応が適切なかを裁定するという手法を取ることに間違いない。また、ICJは領土紛争が存在することに鑑み、フィリピンと中国の行動が主権の請求をするための行動に過ぎないことを理由とし、双方の活動がUNCLOSもしくは他の国際協定上の権利の行使と義務の履行と関係がないと判断し、スカボロー礁の主権帰属のみを裁定する可能性もある。

以上の事例からみると、同じ紛争であっても、管轄権の範囲が異なる裁判所に付託したら、相違が甚だしい判決が出る可能性がある。特に本件のような領土紛争が存在するケースにおいて、その可能性は一層高まる。同じ判決を下しても、管轄権の範囲が狭い裁判所が取った判断手法は、必ずしも普遍性があるわけではないとみられる。

Ⅲ、UNCLOS第121条への解釈

UNCLOS 第121条への解釈は南シナ海にある海洋地形の海洋権利と仲裁廷の管轄権にかかわるため、本仲裁の最も重要なポイントである。UNCLOS 第121条は島の制度に関する条項であり、島を「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」と定義し、島は領海、接続水域、排他的経済水域および大陸棚を有すると規定する。そして、UNCLOS 第121条3項は1項と2項への補足説明として、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しないと定める。UNCLOS 第121条の条項からみると、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができるかどうかは、「島」と「岩」を区別するための判断基準である。

しかし、UNCLOS 第121条3項の規定は細かくないため、多くの議論を招いてきた。UNCLOS 第121条3項をめぐる議論の中心点は、どの程度、どのような形式の人間の居住又は経済的生活に達したら、排他的経済水域又は大陸棚を有する要件を満たすことができるか、ということである。これらの疑問を解くために、本仲裁の仲裁廷はUNCLOS 第121条3項への解釈を試みた。

本仲裁の仲裁廷の解釈によると、人間の居住の要件は非短期の定住者の存在だというこ

とであり、軍隊の駐屯や公的目的の居住がUNCLOS 第121条3項の「人間の居住」ではない。独自の経済的生活は地形に住んでいる定住者の生活と生計を指しており、このような経済的生活は当該地形に基づかなければならず、当該地形の領海外および海底での経済活動を含まない。また、海洋地形の人間の居住又は独自の経済的生活を維持する能力を評価するのは、外部からの援助ではなく、当該海洋地形の自然的能力に基づかなければならない。その後、仲裁廷はこのUNCLOS 第121条3項への解釈を踏まえ、歴史上の南沙諸島の海洋地形における人間の居住は一時的であり、長期的な人間の居住がないのは、戦争や汚染などの他の外部要因によるものではないことと、定住者は経済的生活の参加者であり、長期的な定住者がいないため、経済的生活もないことを理由として、太平島（Itu Aba）などの一連の海洋地形を「岩」だと判断した。つまり、裁判所にとって、人間の居住又は経済的生活の存在は海洋地形の維持能力を判断するための手がかりであり、現に人間の居住又は経済的生活が存在しないと、当該海洋地形が維持能力も備えない。確かに人間の居住又は経済的生活の存在は、海洋地形の維持能力への判断に対しての最も直接的な参考である。しかし、ある海洋地形では人間の居住又は経済的生活が存在しない場合、同海洋地形は維持能力を備えないといえるのか、という問題がある。この問題に対し、仲裁廷の判決は触れていない。歴史に遡って南沙諸島において、長期的な人間の定住が存在しておらず、経済的生活の参加者も南沙諸島の定住者ではないため、南沙諸島の海洋地形が人間の居住又は経済的生活を維持する能力がないという仲裁廷の判断手法からみると、仲裁廷は人間の居住を海洋地形の維持能力を評価するための決定的な要素としている。これだからこそ、仲裁廷は人間の居住又は経済的生活が存在しない海洋地形の維持能力の問題を説明していない。

人間の実際の定住は、海洋地形の維持能力を評価するための不可欠な要件であるか、というのは議論の余地がある。UNCLOS 第121条3項は、人間の居住又は独自の経済的生活を「維持しない」(do not sustain)ではなく、「維持することのできない」(cannot sustain)という文言を使っていると指摘する学者がいる⁽¹⁹⁾。つまり、UNCLOS 第121条3項が求めるのは、海洋地形の維持能力であるため、人間の居住という事実がなくても、人間の居住を維持できる能力があれば、十分である。UNCLOS 第121条3項は、人間の居住について明確に規定していないため、仲裁廷が人間の居住を長期的でなければならぬと解釈するのは、UNCLOSへの解釈のレベルを超えているという批判もある⁽²⁰⁾。そして、「居住適性」と「維持すること」はレベルが異なる2つの問題だと指摘する論者もある⁽²¹⁾。この点は理解しや

(19) 吉田靖之「フィリピン対中国事件：南シナ海をめぐる仲裁」『海幹校戦略研究』2018年1月（7-2）、151-152頁。

(20) Chinese Society of International Law, *supra* n.12, pp.528.

(21) 林秀鳳「国連海洋法条約第121条3項の法的性格」『同志社法学』73巻3号（2021）、220頁。

すい。ある海洋地形は人間の居住を維持する能力があるが、一時的に当該海洋地形に定住する人はもっと良い生活を追求するために、結局当該海洋地形から離れ、他のところに引っ越したというケースを考えてみよう。すなわち、ある時人間の居住が存在しないことをさせるのは、戦争、災害などの外部要素のみではなく、人間の願望、予定などの内部要素でもある。海洋地形の維持能力は客観的事実であるため、内部要素によって起こされた移住は海洋地形の維持能力を無くせない。しかし、南シナ海仲裁の仲裁廷の理論を援用したら、定住が長期的ではないし、移住も戦争や災害などの外部要素によるものではないため、当該海洋地形が人間の居住又は経済的生活を維持できる能力を備えないという結論を得ることができる。また、本仲裁の裁判官であるスーンズ（Alfred H.A. Soons）も、UNCLOS 第 121 条 3 項が求めるのは、島の人間の居住を維持する能力であり、人間の居住の状況ではないため、人間の居住が永続的である必要がないと指摘したことがある⁽²²⁾。しかし、南シナ海仲裁において、スーンズ裁判官は以前の見解を適用していなかった。

独自の経済的生活をめぐる議論は主に 2 つがある。それは、「外部からの援助または外部との経済活動は独自の経済的生活に該当するか」、「定住者が参加した経済活動だけが経済的生活に該当するか」である。実はこの 2 つの問題の核心は同じであり、すなわち、UNCLOS 第 121 条 3 項という独自の経済的生活を維持できる能力は、外部への依頼がない海洋地形の自然能力を指すか、ということである。

海洋地形の経済的生活を維持する能力について、中国国際法学会は UNCLOS 第 121 条への解釈と人間活動の角度から南シナ海仲裁廷の意見と異なる見解を示した。中国国際法学会の見解によると、UNCLOS 第 121 条 3 項には「自然」という文字がなく、当該条項も明示的または黙示的に、「自然の状態」もしくは「自然能力」に基づいて海洋地形の法的地位を判断しなければならないことを示していない⁽²³⁾。また、人間活動はある程度において自然への改造であり、人間は生存と発展するためには、生存環境への改善をしなければならない。人間の居住と経済的生活を維持する能力は、一定の自然条件に基づくが、このような能力は自然能力ではなく、特定の環境においての人間の生存と発展の能力である⁽²⁴⁾。簡単にいうと、中国国際法学会にとって、海洋地形の経済的生活を維持する能力とは、人間の生存と発展に基礎的な環境を提供する能力である。

中国国際法学会の見解の他、過去において人間の居住を維持する能力がないし、経済的生

(22) Barbara Kwiatkowska and Alfred H.A. Soons, Entitlement to Maritime Areas of Rocks Which Cannot Sustain Human Habitation or Economic Life of Their Own, *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol.21 (1990), pp.166.

(23) Chinese Society of International Law, *supra* n.12, pp.527.

(24) *Ibid.*, pp.527.

活も存在しない海洋地形は、経済の需要、技術の進歩または新たな人間活動で人間の居住および経済的生活への維持能力を備えるようになったら、UNCLOS 第 121 条 3 項の「岩」ではなくなると主張する学者がいる⁽²⁵⁾。そして、灯台の建設は船の航行などの経済活動に役に立つため、経済的生活は灯台の設置を含むという学説もある⁽²⁶⁾。また、第三次国連海洋法会議の第二委員会作成のワーキングペーパーにおいて、「人工的追加なしで維持できない」に関する記録が一切ないことを指摘し、南シナ海仲裁廷の解釈は、多数国の人工的追加で海洋地形における人間の居住又は独自の経済的生活を維持する国家実行と一致しないと述べる学者もいる⁽²⁷⁾。これらの学者の見解は中国国際法学会の見解とほぼ同じで、すなわち、経済的生活を維持するのは、海洋地形の自然能力に限らず、外部からの援助、外部ための利益と人工的追加も海洋地形が経済的生活の維持能力を有することに対しての認定の支障ではない。

最後、UNCLOS 第 121 条 3 項の条文を改めて読んでみよう。UNCLOS 第 121 条 3 項は、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と規定している。この条文への解釈において、如何に「独自の」(of their own) を解釈するかは重要である。判決からみると、本仲裁の仲裁廷は、「独自の経済的生活」を「外部の力を借りるのではなく、海洋地形の自体の資源に基づいて発展してきた経済的生活」と解釈している。

しかし、筆者にとって、仲裁廷の解釈は検討の余地がある。UNCLOS 第 121 条 3 項の「独自の」は副詞ではなく、名詞の修飾語であり、従属関係のみを表している。つまり、UNCLOS 第 121 条 3 項は、経済的生活の帰属を重視しており、経済的生活の維持手段について語っていない。このため、海洋地形の自体の資源で経済的生活を維持するのはもちろんのこと、海洋地形の外部の資源を用いて経済的生活を維持するのも UNCLOS 第 121 条 3 項に禁止されていない。ただし、仲裁廷は主に海洋地形の自体の資源に基づいて維持してきた経済的生活のみが UNCLOS 第 121 条 3 項のいう経済的生活だと解釈するのは、UNCLOS 第 121 条 3 項の許容範囲を縮めたのである。もし UNCLOS 第 121 条 3 項は動詞を修飾する副詞の「独自に」という文言を用いたら、南シナ海仲裁廷の解釈は問題がないと思われる。

IV、低潮高地

フィリピンの中立の第 4 項と第 6 項は低潮高地の認定および低潮高地への占領の可否に関する問題を扱う。本仲裁に扱われる低潮高地の問題について、本稿は、紛争の存在と低潮高

(25) Jonathan I. Charney, Rocks that Cannot Sustain Human Habitation, *The American Journal of International Law*, Vol. 93, No. 4 (Oct., 1999), pp. 867.

(26) Barbara Kwiatkowska and Alfred H.A. Soons, *supra* n. 17, pp. 167-168.

(27) 林、前掲注 (16)、195—197 頁。

地が領土であるかという2つの方面から仲裁廷の裁定を評釈する。

裁判成立の前提は紛争が存在することである。このため、フィリピンが仲裁を提起した時点において中国とフィリピンの間に海洋地形が低潮高地であるかに関する紛争の存在を確かめなければならない。2014年の中国の立場文書には、本文書はフィリピンの申立に言及される海洋地形が低潮高地であるかについて評価しないと書いてある⁽²⁸⁾。また、1998年と2011年のフィリピン外務省が中国駐マニラ大使に提出した文書からみると、当時のフィリピンはミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁が低潮高地だと主張していない。これに対し、ミスチーフ礁などの海洋地形は低潮高地であるかについて、中国とフィリピンの間には真実の紛争が存在せず、その理由は、フィリピンは自分の見解を明らかにしておらず、中国も同問題に対してフィリピンと異なる意見を発表したことがないことだと指摘する学者がいる⁽²⁹⁾。裁判を成立させるために、仲裁廷は2015年の中国駐マニラ大使がフィリピン外務省に提出した照会書に基づいて紛争の存在を証明することを試みた。この照会書には、中国はミスチーフ礁とファイアリー・クロス礁を含む南沙諸島およびその周辺水域の主権を有すると主張する⁽³⁰⁾。この文言に対し、仲裁廷は、中国はミスチーフ礁とファイアリー・クロス礁が領海を有する高潮地形だと認識していると解釈した⁽³¹⁾。仲裁廷のこの解釈は中国の主張を歪曲したと言わざるを得ない。仲裁廷が本案裁定の段階で気づいたように、中国は南沙諸島を1つの整体と見なして海洋権利を主張する⁽³²⁾。つまり、中国が南シナ海において主張する海洋権利は個別の海洋地形ではなく、南沙諸島という群島に基づくものであるため、中国は一々南シナ海の海洋地形の属性を説明する必要もない。これは中国がフィリピンの見解を評価しない理由だと思われる。仲裁廷も中国がミスチーフ礁などの海洋地形の法的地位について意見を発表したことがないことに気づいたため、仲裁廷は紛争当事国が海洋地形をめぐり常に意見を交換していないことは紛争の存在を否定できず、中国が意見を発表したことがない海洋地

(28) *Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines* (7 December 2014), para.24.

(29) 黄靖文「南海仲裁案所涉低潮高地訴求の管轄権問題—基于該案管轄権和可受理性裁決的視角」『中国国際法年刊—南海仲裁案管轄権問題專刊』（2016年）、373—374頁。

(30) *Note Verbale from the Embassy of the People's Republic of China in Manila to the Department of Foreign Affairs, Republic of the Philippines*, No. 15 (PG) -214 (28 June 2015) (Annex 689).

(31) *Award, Matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China*, Permanent Court of Arbitration, 12 July 2016, para.300.

(32) *Ibid.*, para.301.

形に対し、最も良い証拠に従って同海洋地形の法的地位を判断すると説明した⁽³³⁾。これに対し、低潮高地または島が群島の一部を構成する場合、その法的地位は群島という大きな枠組みの下で判断されるべきだという批判がある⁽³⁴⁾。

実は、海洋地形の法的地位への裁定の帰着点はやはり海洋権利である。低潮高地自体は排他的経済水域と大陸棚を有せず、低潮高地の全部が本土又は島から領海の幅を超える距離にあるときは、それ自体の領海も有しない。このため、海洋地形の法的地位への認定は海洋権利の画定の1つの手段だといえる。言い換えれば、中国とフィリピンの真の紛争は南シナ海における海洋権利であり、ある海洋地形が低潮高地であるかどうかということではない。確かに、海洋権利の確定は海洋地形の法的地位の判断につながるが、前述したように、中国は南沙諸島という1つ整体に基づいて海洋権利を主張する。このため、仲裁廷はまず南沙諸島という主張の合法性および南沙諸島の範囲と海洋権利を検討しなければならない。しかし、これは海洋境界画定にかかわるため、仲裁廷は管轄権を持たない。

次に、フィリピンの申立の第4項の後半部分への判決を検討する。フィリピンの申立の第4項の後半部分の論点は占領（occupation）を通じて低潮高地を占有することができるかということである。言い換えれば、占領の手段で低潮高地を領土として取得できるか。この問題に対し、UNCLOSには何の規定も存在しない。ある学者が指摘したように、低潮高地を領土として取得できるかは領土の問題であり、UNCLOSの射程を超えるものであるから、UNCLOSはこれを規定する必要もない⁽³⁵⁾。また、フィリピンの申立には、「occupation」という単語を用いて低潮高地を領有するための手段を表す。これについて、「occupation」という単語の使用は、フィリピンの申立の第4項を領域法の「先占」（occupation）と結びつけたという指摘がある⁽³⁶⁾。ジェームズ・クロフォード判事は、領土取得方法を論述する際に、「occupation」が領土取得方法の1つだと説明する⁽³⁷⁾。そして、岩沢雄司判事は「occupation」を「先占」に翻訳した⁽³⁸⁾。よって、フィリピンの申立の第4項の「occupation」は低潮高地を領有するための手段として、領域法の「先占」と同じ意味を持っているといえる。こうなると、低潮高地への占有の問題は領域法の問題となり、仲裁廷の管轄権を超える。例えば、

(33) Ibid., para.302.

(34) Chinese Society of International Law, *supra* n.12, pp.510-511.

(35) 郎志野「国際法判例からみる低潮高地問題」『広島法学』43巻1号（2019年）、51頁。

(36) 包毅楠「“南海仲裁案”中有關低潮高地問題的評析」『中国国際法年刊—南海仲裁案管轄権問題專刊』（2016年）、358頁。

(37) James Crawford, “*Brownlie’s Principles of Public International Law (8th Edition)*”, (Oxford University Press, 2012), pp.220.

(38) 岩沢雄司、『国際法』（東京大学出版会、2020年）、223頁。

島の海洋権利は UNCLOS によって規律されるが、占領によって島を領有できるかどうかは、完全の領域法の問題であり、UNCLOS の射程を超える。

七、おわりに

本稿は南シナ海仲裁における 5 つの重要な論点を取り上げ、仲裁廷の判断手法およびそれにかかわる理論を検討した。フィリピンの申立からみると、南シナ海仲裁の紛争の実質は海洋権利の分割をめぐる紛争である。海洋権利の分割を解決するためには、通常に海洋地形の主権と法的地位を判断し、海洋境界線を画定しなければいけないと思われる。しかし、UNCLOS 上の裁判所の管轄権が制限されることを鑑み、フィリピンは主権の帰属判断および海洋境界線の画定という実質的な問題を回避し、歴史的権利への判断、海洋地形の法的地位への判断、南シナ海における中国の行動の合法性などの方面から、仲裁を提起するという戦略を取った。仲裁廷はフィリピンの申立が領土主権および海洋境界画定にかかわらないと強調するが、仲裁廷の判決は中国とフィリピンの間の領土紛争および海洋境界画定に影響を与えているということは否定できない。このため、領土主権および海洋境界画定が明らかにされていない場合、海洋地形の法的地位および紛争当事国の行動の合法性への判断は、適切であるか、UNCLOS 上の裁判所の管轄権拡大を招く可能性があるかどうか、などの諸問題は今後の検討課題の 1 つだと考えられる。

一方で、如何に UNCLOS 第 121 条を解釈するのかは本仲裁において非常に大事なことである。この問題に対する判断は直接に申立の第 5 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項への管轄権の有無に影響を及ぼしているからである。しかし、本稿が論述したように、仲裁廷の UNCLOS 第 121 条 3 項への解釈は瑕疵がある。本仲裁のスーンズ裁判官は本仲裁が始まる前に完成した論文の中で、UNCLOS 第 121 条 3 項への解釈についての最終判決と違う意見を述べた。それにもかかわらず、仲裁廷はそれらの違う意見を検討していなかった。

南シナ海仲裁後の 2023 年、セカンド・トーマス礁付近において、中国とフィリピンの新たな衝突が発生した。本稿が論述したように、中国とフィリピンの領土主権および海洋境界画定に関する紛争の存在は、衝突が起こる主な原因である。このため、中国とフィリピンの衝突を解決するための根本的な方法は、領土主権および海洋境界画定に関する紛争を解決することである。